平成31年 4月 1日 白神自然環境研究センター長決定

- 第一条 この要項は弘前大学農学生命科学部附属白神自然環境研究センター白神自然観察 園等(以下「観察園」という)の一般公開以外の利用について定めるものとする。
- 第二条 観察園等は各号に該当する場合に限り利用を許可する。
- (1) 本学の部局・専攻等が教育・研究を行うために利用する場合。
- (2) 他大学または学術機関が教育・研究を行うために利用する場合。
- (3) 他機関が生涯教育等を行うために利用する場合。
- (4) その他研究センター長(以下「センター長」という)が適当と認めた場合。
- 第三条 利用期間及び時間は次のとおりとする。
- (1) 期間は通年とし、時間は原則 9:00~16:00 とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、同項の利用時間を変更 することができる。
- 第四条 観察園等を利用する場合は、利用申請書をセンター長に提出しなければならない。
- 第五条 前条の申請があった場合は、その利用目的を検討し、適当と認めるものについて、 必要な条件を付して許可するものとする。
- 2 前項の規定により利用を許可した場合は、許可書を交付する。
- 第六条 利用者は、利用の権利を第三者に譲渡し、利用させてはならない。
- 第七条 調査利用者は園内で得たデータ、またそれに基づく論文等を研究終了後、速やか にセンターに提出すること
- 第八条 利用者は、施設およびその設備、備品等を破損もしくは紛失した場合、または許可条件に定める義務を履行しない場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 第九条 センター長は、次の各号の一つに該当する場合には、利用の許可を取り消し、または利用を中止させることがある。
 - (1) 利用者がこの要項あるいは利用上の注意事項に違反した場合。
 - (2) その他センター長が維持管理上必要だと認めた場合。
- 第十条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 火気、危険物等は係員の指示による以外は使用してはならない。
- (2) 公共の保安および風紀を守り、かつ係員の指示に従うこと。
- 第十一条 この要項に定めるもののほか、観察園等の利用に関し必要な事項はセンター長が定める。